

いじめ防止対策推進法施行(2013/9/28)以降の重大事態 調査委員会
【 いじめが背景要因に疑われる不登校・転校(2号事案)を中心に(一部1号事案を含む) 】

※ あくまで武田個人がネットや報道等で調べた範囲内の情報です。全てを網羅しているわけではありません。

2013/9/28		いじめ防止対策推進法施行				
No.	事案発生	適用	概要	調査委員会の設置・調査内容	調査委員	報告書・その後
1-1	2014/	いじめ 暴力行為	北海道内の私立学校の生徒が、同じ学校の複数の生徒(B、C)から暴行を受け、骨折等の重症を負った。	学校が「いじめ対策委員会」を設置して、「重大事態に係る調査」を実施。		2015/ 報告書を知事に提出。 ・当該生徒Aは、B、Cからいじめを継続的に受けていて、B、Cの暴力行為により骨折等の重症を負った。 ・A、B、Cは同じ部活動に所属していたため、行動を共にすることが多く、表面上は仲の良い部員同士に見える面があったが、教員等が見ていない時に、AはB、Cからいじめを受けていた。 ・A、B、Cは、同じ寮で生活しており、AはB、Cから、学校生活だけでなく、寮生活においても、いじめを受けていた。
1-2				2015/ 知事は、「北海道いじめ調査委員会」に対し、「再調査の有無」について、意見を求める。 調査委員会は、計5回審議を実施。		2016/6/2 調査委員会は、「再調査の必要はない」と決定し、知事に回答。 ・本事案については、当該学校が、いじめと認めるなど事実説明 がされている。 ・被害者及び被害者の保護者が再調査を求めている。 2016/6/9 再調査を行わないことを決定。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sky/jjime/280615shiryu1.pdf http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sky/jjime/280615shiryu2.pdf

2-1	2013/11- 2014/1/	いじめ 不登校	新潟県糸魚川市の市立糸魚川中学校で、1年時にいじめにあい、一時入院していた男子生徒(中3・15)が、4人の同級生から繰り返し「くさい」と言われるなどのいじめを受け、2014年1月から登校できなくなる。 2014年7月～12月、精神疾患で入院。いじめが原因とされた。	2014/8/ 市教委は「重大事態」と判断。いじめ問題調査委員会を発足させた。 生徒は既に入院中で、担任の報告が遅れたことなどから、同級生らへの聞き取りも十分にできなかった。		2015/2/26 報告書を市教委に提出。同級生4人から繰り返し「くさい」と言われるなど言葉によるからかいやかからかい行為などのいじめの事実があったことを確認。不登校との因果関係を認定。 学校側の対応の不備を指摘。2013年11月末には生徒が担任に訴えていたが、担任から校長への報告は約2か月後だった。 市教委に対しても、生徒の保護者が説明を求めるまで報告していないなど不信感を招いたとして、「隠蔽を疑われても仕方ない不適切な対応だった」と指摘。 教育委員会の対応についても、初期対応は保護者から相談があってからであり、対応が遅く、不信感を招いたとした。 報告書概要 http://www.city.itoigawa.lg.jp/6260.htm
2-2		いじめ 再発	2015/10/10 市長と市教委、学校側が保護者に謝罪し、再発防止を約束。 2015/12/20 再び11月に、別の同級生6人の陰口などのいじめがある。他の生徒から教師に相談があって発覚。 男子生徒は「適応障害」と診断され、再び学校に通えなくなった。 さらに別の生徒も、6人のうちの1人からいじめ	市教委は、2つのいじめを重大事態と判断し、内部に人権擁護委員らによる調査委員会を設置して調査。	人権擁護委員ら	

			を受けて不登校となっていることが、判明。			
3-1	-2014/3/	いじめ 不登校	北海道札幌市の市立中学校の男子生徒(中2)が、同級生からいじめを受けて不登校になる。 父親によると、男子生徒は小学校高学年から嫌がらせを受けており、中学進学後もいじめが続き、差別的な暴言や性的ないじめを受けて、中学2年生から3年生にかけて不登校になったという。	2014/3/ 保護者から、いじめによる不登校であるとの申立てがある。 2014/10/6 いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」の疑いがあるとして、市教委は有識者で構成する調査検討委員会を設置。	氏名公開 委員長:仲 真紀子 北海道大学大学院文学研究科教授 副委員長:馬場 政道(せいどう) 札幌協和法律事務所 弁護士 委員 戸田 まり 北海道大学札幌校教授 氏家 武 医療法人社団 北海道こども心療内科 氏家医院 院長 牧田 浩一 北星学園大学社会福祉学部 准教授 橋本 圭代 エンゼルキッズ こども家庭支援センター 主任相談員	2017/3/10 父親が申し立てたいじめ4件のうち2件をいじめと認定。学校側や市教委の対応の問題も認めた。 しかし、不登校との関係について「(いじめが)直接の原因となって起きたと考えることはできない」と結論づけた。 男子生徒への聞き取りや教諭間での引き継ぎが不十分だったと指摘した上で、聞き取り調査の手順見直しやいじめ対策チームの設置など再発防止への提言を盛り込んだ。 http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/jidous/eito/huzokukikan/documents/houkokusyoh2901.pdf 報告書のうち公表されたのは40頁のみ。 いじめの事実認定や不登校といじめの関連性を検討した部分などは非公表。 不登校の直接の原因はいじめではないとしていることなどから、保護者は市教委に再調査を求める意見書を提出。
3-2				道の付属機関である「北海道いじめ調査委員会」で調査審議。		2017/12/ 審議会は、「必要な調査報告は行われている」と判断。再調査の必要性はないと回答。
4	2012/4/ - 2014/3/	いじめ 不登校	大阪府大阪市の市立小学校の男子児童が、1年生のころから殴る蹴るなどの暴力を同級生から繰	2014/3/27 市教委が市長に報告し、重大ないじめや体罰の調査を市長が指示できると定めた「市長調査権限条例」(2013/4 施行)を初適用し、市長が	12人のチーム 部会長: 折出 健二 人間環境大学特任教授	2016/5/10 69頁 市の第三者委員会が市に報告書を提出。 ① プール事件、② 服が隠された事件、③ 殴打事件、④ 写真が傷つけられた事件など、

			<p>り返し受け、6年生の 11 月から卒業までの5か月間不登校になる。保護者側は「継続的にいじめを受けている」と訴えたが、学校は調査の結果、「継続的なものではない」と結論。2014/3/ 保護者が再発防止を求め、第三者委員会の設置を要望。</p>	<p>第三者委員会で調査することを決定。2015/6/16 第三者委員会、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」を設置。</p> <p>① 事案に係る事実関係の調査 ② 事案に係る学校及び教委の対応の適否 ③ 調査結果に基づく必要な措置</p> <p>聴き取り調査 ・当該児童及び保護者 ・当時の学級担任等関係教諭・職員、校長、教頭 ・6年時同クラス全員(31名)に調査協力依頼を送り、協力可能と回答のあった児童(現中学生・5名+1名) ・教育委員会指導主事ほか計4名</p> <p>21回会議 + 聞き取り</p>	<p>部会長代理: 野口 善國 弁護士 委員: 春日井 敏之 立命館大学文学部 大学院応用人間科学研究科 教授 草地 邦晴 弁護士 徳田 仁子 京都光華女子大学 健康科学部心理学科 教授 臨床心理士 藤木 秀行 弁護士 専門委員: 井上 智志 弁護士 岩本 脩平 同支社中学校・高等学校 特別支援教育指導員 京都市スクールカウンセラー 臨床心理士 曾我 智史 弁護士 野澤 健 弁護士 平山 木綿子 臨床心理士 細田 昌孝 弁護士。</p> <p>専門委員: 弁護士・臨床心理士ら6名(氏名公表)</p>	<p>複数の事案をいじめと認定。11月に当該児童が不登校になってからも、度重なる攻撃が自宅周辺で行われていたと認定。背景として、クラスには特別な配慮が必要な児童も少なくなく、児童の暴力により教師が入院したこともあった。3~4年生では、クラスに「暴力」「暴言」が頻発していた。5年生では比較的落ち着きを取り戻したが、6年生で再び落ち着きを失っていた。「子ども同士のもめ事と捉え、対応が後手に回った学校側の初期対応に問題があった」「事実関係の把握が早急に行われず、児童集団への的確な介入と指導が為されなかったことが、さらに本児への嫌がらせや排除をエスカレートさせる結果となった」などと学校の対応に不備を指摘。不登校になった直後も「加害児童に強く指導した様子はいかたがえない」と批判。</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000358/358951/zenntai.pdf</p>
5-1	2013/6/- 2014/4/	いじめ 不登校	<p>愛知県の私立中学校で、2013年6月、生徒(当時中2)のロッカーが複数の生徒から蹴られるという嫌がらせ行為があった。同年10月には、当該生</p>	<p>2015/1/ 学校は、いじめによる重大事態として、愛知県知事に報告。</p>	<p>学校関係者。調査終了直前に、第三者を加える。</p>	<p>2015/6/ 愛知県知事に、学校の調査結果を報告。</p>

			<p>徒の自宅に「学校をやめてしまえ」という内容を含む匿名の中傷の手紙が送られた。手紙の差出人が特定できない状況の中で、当該生徒は休まず通学していたが、2014年2月頃から徐々に不登校に陥り、3年生に進級した同年4月からは欠席か遅刻という状況になった。</p>		
5-2			<p>2015/11/ 愛知県は、「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例」に基づき、学校の設置者又はその設置する学校が調査を行った結果について、知事による調査を行う機関として「愛知県いじめ問題調査委員会」を設置。 2015/12-2016/7/ 6回の委員会。</p> <p>学校が行った調査に関する、(1)調査のプロセスや方法、(2)調査の分析、(3)再発防止策について、国の基本方針等に基づいて、適切に行われたかどうかを検証。今後の学校現場におけるいじめの未然防止や早期発見、重大事態が発生した場合の適切な対応に役立てるため、検証結果を踏まえ、提言を行う。</p>	<p>6名。氏名公表 委員長：今津孝次郎(愛知東邦大学教授) 委員長職務代理者：熊田登与子(弁護士) 委員： 本城秀次(名古屋大学名誉教授) 吉川雅博(愛知県立大学教授) 萬屋育子(非営利活動法人CAPNA 理事長) 専門委員： 山田麻紗子(日本福祉大学客員研究所員)</p>	<p>2016/7/29 再調査結果を発表</p> <p>①初期対応について、「学校は、ロッカーが蹴られる事件、匿名の手紙の事件について、把握していたにもかかわらず、相互に関連づけて検討することをしていない。加害生徒による謝罪によって事件を終わらせるだけではなく、一連のいじめを想定して、より早期に対応することを検討すべきであったが、そうした対応がなされなかった。</p> <p>②重大事態の調査開始時期についても、中学3年の早い時期において、重大事態の目安である30日は超過していたと思われ、より早期に調査すべきであった。</p> <p>③組織による対応は十分になされていなかった。</p> <p>④組織の構成は、調査に第三者を加えたのは、調査を終了する直前であり、より早期の適切な時期に第三者の参加がなされるべきであ</p>

						<p>った。</p> <p>また、学校調査の分析について、いじめの背景や生徒の人間関係について十分な調査を行わなかった結果、原因についての分析がなされなかったなどとした。</p> <p>概要版 http://www.pref.aichi.jp/soshiki/gakuji/jimecho/usa2.html http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/218928.pdf</p>
6	2014/4/ 2014/5/	いじめ 不登校 転校	<p>長野県長野市の市立小学校で、児童(小1)がいじめを受けて不登校になる。児童は30日以上欠席した末、別の学校に転校。</p> <p>学校がいじめの実態について調査を行っていたが、2年以上経過しても保護者に最終的な結果は報告されなかった。</p>	<p>2017/3/ 長野市教育委員会が、保護者から要望を受けて「重大事態」と判断。いじめ防止対策推進法が定める「重大事態」に認定。</p> <p>問題発覚から判断まで約3年かかったことについて、学校教育課の担当者は「児童の支援を優先した」としつつ、保護者に調査結果を報告していないことについては「既に転校したから」と説明。</p> <p>市は専門家による第三者委員会を設置し、被害の実態や、市や学校の対応が適切だったかについて検証する。</p> <p>https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/125244.pdf</p>		<p>2017/5/ 当該保護者から、損害賠償及び慰謝料を請求する旨の通知書が届く</p>
7-1	2011/8/ - 2014/5/28	いじめ 不登校	<p>神奈川県横浜市で、2011年3月11日の東日本大震災における東京電力</p>	<p>2015/12/16 男子生徒側が、いじめ防止対策推進法に基づく調査を市に依頼。</p>	<p>常設の教育委員会付属機関「横浜市いじめ問題専門委員」</p>	<p>2016/11/2 答申 27頁</p> <p>当該児童が転校してきた小学校2年生の時期や不登校から再登校を始めていた小学校4年</p>

			<p>福島第一原発事故で、福島から自主避難した男子生徒(中 1・13)がいじめを受けて不登校になる。</p> <p>2011/8/ 男子生徒は小2で横浜市立小学校に転校。直後から名前に菌を付けて呼ばれたり、蹴られたりするなどのいじめを受け、小3になって一時、不登校になった。</p> <p>小5の時、同級生から「(原発事故の)賠償金をもらっているだろう」と言われ、ゲームセンターでの遊興費などを負担。1回当たり5万~10万円を約10回、10人前後に支払ったと証言。その後、不登校になる。</p> <p>2014/5/28 保護者が学校にいじめの訴え。</p> <p>2015/12/16 保護者が重大事態の申し入れ。</p>	<p>市教育委員会が第三者委員会を設置。</p> <p>2015/12/28 学校から「重大事態報告書」提出。</p> <p>2016/1/5 市教育委員会から、いじめ問題専門委員会へ調査の諮問。</p> <p>会議7回、聞き取り6回。</p> <p>・至近の1年余り当該児童は不登校状態になっており、加害を疑われる児童との接触はなく、教員との接触もない状況から、当該児童の学年を対象としたアンケート調査は正確なデータが得られる保証がないために行わない。</p> <p>・調査開始時期が小学校6年生の3学期で、小学校の卒業及び中学校の進学を控え、情緒的に不安定になりやすい時期であることを配慮し、当該児童とその保護者の聞き取りを優先し、加害を疑われている児童及びその保護者には聞き取りをしない。</p> <p>学校関係者、教育委員会専門相談員、学校教育部事務所関係者からの聞き取りと、小学校から提出された書類等の分析・検討で判断。</p>	<p>委員長： 岡田 守弘：国立大学名誉教授(教育)</p> <p>副委員長： 西村 哲雄：大学教授(教育)</p> <p>委員： ・影山 秀人：弁護士(法律) ・小林 正稔：県立保健福祉大学教授(福祉) ・田口 幸子：弁護士(法律) ・竹内 直樹：児童精神科医(医療) ・田崎 みどり：児童相談所担当部長(医療) ・藤森 和美：大学教授(心理) ・芳川 玲子：大学教授(心理)</p>	<p>生の時期に、同じ学級の特定児童から「〇〇菌」と呼ばれたり、鉛筆を折られたり、ノートがなくなったり、蹴られたり、ものさしで叩かれたり、階段で落とされそうになるなどの「いじめ」を認定。小学校5年生の4月から5月にかけて、プロレスごっこと称して、数人から叩かれるなどの行為を「いじめ」と認定。</p> <p>一方、当該児童が金品をおごる行動の要因に「いじめ」が存在していたと認めるものの、おごりを「いじめ」とは認定しなかった。</p> <p>学校側について「原発事故からの避難で内面的な問題を抱えた生徒への配慮に欠け、積極的に対応する姿勢がうかがえない」と指摘。</p> <p>金銭の授受そのものはいじめと認定していないが、いじめから逃れるためだったと推察できるとし、事態を把握しながら指導しなかったことを「教育の放棄に等しい」と批判した。</p> <p>市教委に対しても、重大事態と捉えず調査の開始が遅れ、生徒への適切な支援が遅れたとした。</p> <p>その後の不登校は、「いじめ」だけが直接的な要因となっているものではないが、いじめ事案、不登校事案、非行・虞犯事案の複合したものであり、学校側の個別的な児童理解の不足から生じた当該児童の保護者との情緒的齟齬が解決しないままに混乱し、長期化したものと考えられると結論。</p> <p>横浜市議会資料 http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/pdf/siryō</p>
--	--	--	--	---	---	--

						/j4-20161212-ky-43.pdf 2017/4/21 市教委は、当時の市教委出先機関の責任者・学校教育事務所長2人を戒告の懲戒処分。退職している校長を戒告処分相当。当時の副校長、学校教育事務所指導主事室長を訓戒処分。教育次長を口頭注意相当とした。
7-2			2017/1/10 保護者と当該生徒が市に、同級生に約150万円の遊興費を負担した金銭被害についても、市がいじめと認定するよう意見書を提出。	2016/12/ 市と市教委が、内部検証		2017/2/13 市教委は、当該生徒が同級生らの遊興費を負担した行為をいじめの一部と認める。 第三者委が、市教委のホームページなどで報告書の公表を制度化するよう求める意見書を提出。2017/3/31 ホームページ上で報告書を公開 http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/jidoseito/houkokusho2.pdf
7-3			神奈川県横浜市原発いじめ	2016/12/15 市教委は、「再発防止検討委員会」を立ち上げ、文部科学省職員や、法律の専門家らに参加してもらって、再発防止策をまとめて、公表する。 議論は、市と市教委の職員のみ。 2017/1/27 保護者が、同日までに開かれた4回分の会議録と録音データなどを情報開示請求。 2/20までに一部開示。1回3時間の会	委員長:小林 力 教育次長 副委員長:高倉 徹 総務部長 副委員長:小椋 歩 教育政策推進等担当部長 委員: 魚屋 義信 教職員人事部長 上田 恭弘 施設部長 長谷川 祐子 指導部長 奥田 裕之 国際教育担当部長 前田 崇司 北部学校教育事務所長	2017/3/31 「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」 ・チーム対応 ・専門家活用 ・市がいじめ防止基本方針を改正(原発避難者・発達障害を含む障害、外国人の子どもについて「特に配慮が必要」と明記) ・調査結果の公表 ・被災地理解教育 ・緊急対応チームの学校派遣

				議をA4用紙 1 枚にまとめた議事概要のみ。1 回から 3 回までの録音データは概要作成後に消去。4 回目データは録音から個人情報を除くことは困難として、すべて非開示。	小林 謙一 職員課長 市川 一弘 教職員人事課長	など http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/ji-doseito/chousahoukokutaiou.html
8	2012/4/ - 2014/7/	いじめ PTSD 不登校	大阪府大阪市旭区の市立小学校の男子児童(小5・10)が、2年生時、クラスメートの複数の児童から、遊具から突き落とされたり、ランドセルに落書きされるなどのいじめを受けた。 2013年2月、いじめが原因のPTSDと診断され、不登校になる。 学校は4月のクラス替えで加害行為をしたとされる児童を別のクラスにしたうえで、教室も別のフロアにする措置をとった。	2014/7/ 男子児童の保護者がいじめの再発を懸念し、市長と市教委宛に第三者の設置を要請。 市教委はいじめ防止対策推進法の「重大事態」に該当すると判断したが、学校が対応しているなどとして、第三者委員会の設置を先送り。 2015/2/ 市長から第三者委員会設置の指示。 市長と教委の付属機関「平成27年大市教委第2857号に関する部会」設置の方針は決まったが、時期の目途が立たない。 2月以降は別のいじめ事件への対応に追われていたと釈明。 2015/12/25 第1回目委員会(不登校から3年以上経過) 26回会議	委員5名 氏名公開 部会長: 岡田 敏之 京都教育大学教育学部教授(学校教員経験者) 部会長代理: 宮島 繁成 弁護士 委員: 足利 学 臨床心理士/藍野大学医療保健学部教授 亀岡 智美 精神科医 山野 則子 社会福祉士/大阪府立大学教育福祉学類教授 専門委員: 7名 (法律3名 福祉4名) 井上 彩 弁護士 太田 祥貴 福祉 佐藤 薫美子 福祉 玉野 まりこ 弁護士 津田 祥孝 弁護士 平見 佳代 福祉 藤岡 佳 福祉	2016/11/10 49頁 第三者委員会は、男児は2年の時、複数の同級生から羽交い締めにされたり、叩かれるなどの暴力を受けていたと認定。「いじめがPTSDの原因になった可能性が極めて高い」と報告。 一方で、男児が入学間もない頃から学級集団のペースと異なり配慮や対応が適切でなかったことを挙げて、「いじめを生んだ要因の一つであることは否定できない」「発達の観点から医療機関の精査を受けるよう推奨する」と記した。 要旨 http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000381/381507/youshi.pdf 報告書 http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000381/381507/houkokusyo.pdf 2016/12/ 男児側は、診察した医師が「あたかも被害者に発達障害があり、それがいじめの要因のような結論だ」と書いた反論書を提出。
9	-2014/8/	いじめ	福島県会津坂下町(ばん)	2014/8/ 保護者が学校に、いじめに		2017/7/31 いじめに関する事実が明確にな

		不登校	げまち)の坂下中学校の女子生徒(中2)が不登校になる。 3年次にも不登校が続く。	より不登校になったと申し出る。 会津坂下町教育委員会が、専門委員会に諮問。		<p>らなかったため、不登校といじめとの関連についても明確に指摘できることは得られなかった。</p> <p>トイレ清掃用具入れの中から筆箱が見つかって以降、学校は筆箱を隠した生徒を探し出そうとした。しかし、申し出がないことから「禁足」(昼休み中にトイレ使用を除き、教室からの外出を禁止して学習活動をするもの)を行った。禁足によって生徒の不満が高まって学校の雰囲気が悪くなり、そのはけ口として当該生徒が暴言や暴力を受けた可能性が考えられた。(禁足対応は)不適切であったと考える。</p> <p>フリースクールが居場所となっていると理解したため、学校復帰を目指した対応がほとんどなされなかったことは、対応として不十分であり、その結果、不登校を長引かせてしまったと考える。</p> <p>答申概要 http://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/30/6833.html</p>
10	2013/10/ - 2014/9/	いじめ 不登校	滋賀県大津市の市立小学校の女子児童(小4)が、複数の同級生から運動場で押されたり、教室で足をかけられたりしてけが。いやがるあだ名でも呼ばれていた。女子児童は担任の男性教諭(30代)に複数回訴えたが対	市教委の第三者委員会が追加調査。 (2017/4/21 京都新聞が情報開示請求して判明)		<p>2015/2/ 大津市教育委員会などが調査し、報告書作成。</p> <p>いじめを認定。</p> <p>担任教師のいじめの対応の遅れについて「教員のいじめへの意識が希薄だった」などと結論。</p>

			<p>応せず、保護者からも手紙を受け取っていた。</p> <p>2013/11/ 保護者が市の相談機関に訴え、学校がいじめを把握。加害児童を指導。</p> <p>2014/9/ 加害児童の1人に足をかけられ、女子児童は担任やいじめ対策担当教員らに相談したが、どの教諭も深刻に捉えず保護者に連絡せず、女兒は不登校になった。学校の調査報告書は「教員の危機意識が希薄」と指摘。</p>		
11	2014/6/- 2014/9/	いじめ 自殺企図 不登校	<p>神奈川県海老名市の市立中学校の男子生徒(中1)が、6月頃から複数の同級生らから「きもい」「うざい」と言われたり、仲間外れにされたりするなどのいじめを受けた。学校の指導で一旦は止んだが、9月に再発。男子生徒は自宅で包丁を持ち出して自殺を図ろうとし、以降、不登校になる。保護者は小学校5年生頃からいじめが継続してお</p>	<p>2014/12/ 保護者は校長らにいじめ防止対策推進法の「重大事態に該当する」として適正な対応を求めたが、学校側は「重く受け止める」と回答することどまっていた。</p> <p>2015/10/7 約 10 か月たって、学校内に、第三者を入れた調査組織を設置。事実確認と再発防止の検討を行う。</p> <p>市教委は、設置まで約 10 か月かかったことについては、「嫌がらせ行為を確認する都度、生徒指導をしており、これまでの対応は適切と考えている」との認識。</p>	<p>当該中学校校長、市教委担当者、精神保健福祉士、臨床心理士など、7名。</p>

			り、中学入学時にも伝えていたという。			
12	2014/9/26	生徒間トラブル 骨折	愛知県の私立高校で、所属する部活動の部室で、同級生と口論となり、扇風機などで殴られ、男子生徒(高3)が右肩を骨折。居合わせた別の同級生はスマートフォンで暴行の様子を撮影していた。 9/30 男子生徒は1年生時からのいじめを学校に訴えた。 2015/1/ 学校はいじめによる重大事態と認定し、県に報告した。	2014/11/ 「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査条例」に基づき、調査委員会を設置。 委員会では、学校が行った調査に関する、①調査のプロセスや方法、②調査の分析、③再発防止策について、「いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づいて、適切に行われたかどうかを検証する。重大事態を含めた事実の認定自体については、検証を行わない。 2015年2月から12月まで10回の委員会を開催。	氏名公開 委員長:加藤 幸雄 福祉大学名誉教授 委員長職務代理者:熊田 登代子弁護士 本城 秀次 名古屋大学名誉教授 吉川 雅博 愛知県立大学教授 萬屋 育子 愛知教育大学院 特任教授 専門委員:山田 麻紗子 日本福祉大学教授	2015/12/16 検証結果のポイント (1)学校調査のプロセス・方法について ・被害生徒は、部室トラブル発生後、9月30日に1年時からのいじめを学校に訴えており、学校はその時点でいじめを想定して、速やかに組織的対応を決定すべきだった。 ・学校は、9月26日の事件をケンカと捉え、ケンカといじめを直接的に関連づけることをしていない。 ・9月26日の事件についての当事者の証言は一致していないが、学校は本人たちの言い分をそのまま認めるとして、周囲の目撃情報等を重要視していない。 ・被害生徒は、いじめは部活動だけではなくクラスでもあると申し立てたが、学校はクラス生徒へのアンケートの後に聴取の調査を実施せず、部活動部員についても、アンケートの結果を聴取で確認することをしておらず、調査が十分ではなかった。 ・学校は報告書で、被害生徒や加害生徒の人格や言動にも原因があると記載。こうした考え方は厳に慎むべき。 概要 https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/200565.pdf
13	2013/-	いじめ	和歌山県かつらぎ町の	町教委は、弁護士や大学教授ら4人で	弁護士や大学教授ら4人	2016/3/15 答申を発表

	2014/11/	不登校	<p>小学校で、男子児童2人(小6)が複数の同級生からいじめを受ける。男子児童は小学4年だった2013年ごろから複数の児童に腹を蹴られたり、悪口を言われるなどのいじめをしつこく受けた。翌2014年3月、男児の保護者が学校側に訴えて発覚。学校側は担任とは別の教員を見守り役として教室に配置するなどの対策を講じたが、休み時間中にトイレの用具入れに閉じ込められるなど、いじめが止まなかったため、男児は吐くなどの体調不良に陥り、11月以降は不登校の状態が続いている。クラスのほとんどの児童がいじめに関与しており、7月ごろには別の男児へのいじめも発覚。</p>	<p>つくる第三者調査委員会を設置。 2015/10/12 初会合 町教委は「男児が早く登校できるよう、原因究明と再発防止に努めたい」と話している。</p> <p>被害児童への聞き取りができなかった。</p>	<p>委員長:勝井 映子 弁護士</p>	<p>委員会は、肩や背中を叩かれたり、文房具などを隠されたり、トイレの用具入れに閉じ込められる、上履きに画鋲に入れられるなどのいじめ行為を認定。 学校側はけんかや問題行動として指導し、早い段階でいじめとして対応すべきだった、認識の甘さが事案に大きな影響を与えたとする。 学校の対応の甘さや教育委員会との連携不足などを指摘。</p> <p>被害児童への聞き取りができなかったことから、解決策の提言を答申に盛り込まなかった。</p> <p>男子児童は不登校の状態が続いたまま、卒業。</p>
14-1	2015/	いじめ	<p>北海道の私立学校の生徒が、所属する部活の複数の部員生徒からいじめを受け、不登校になる。</p>	<p>学校は「重大事態」と判断し、いじめ防止対策推進法第28条に定める組織を設置して、調査を実施。</p>		<p>2016/ 学校は報告書を知事に提出。 経緯 ・部活顧問は当該部員Aの練習への取組が不十分と判断し、Aの発奮を期待して退部を求める発言をした。また、顧問は部員Bに対し練習</p>

						<p>への取り組み方についてAの相談に乗るよう指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bは部のミーティングを開き、Aの練習への取り組み方について改善すべき点などを話し合った。 ・その後、Aは改善に取り組んだことを説明するため、部のミーティングを開いた。このミーティングにおいて、Aは他の部員から、退部を促す発言など精神的な苦痛を感じる発言を受けた。その後、Aは不登校になった。 <p>背景 当該部活の顧問や部員が、大会等で好成績を上げることなど高い目標を持ち活動するなかで、結果として、個人の尊厳への配慮を欠いた活動となった面があった。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sky/jjime/281109shiryou1.pdf</p>
14-2				知事の付属機関「北海道いじめ調査委員会」が、再調査の必要性について審議。 調査委員会は、2回の審議を実施。		<p>2016/10/31 回答 再調査の必要性なしと結論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされている。 ・被害者及び被害者の保護者が再調査を求めている。 <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sky/jjime/281031shiryou2.pdf</p>
15	2011/- 2015/2/10	いじめ	神奈川県横浜市の中高一貫の私立高校の女子生徒(高1)が、ツイッターで誹謗中傷を受け、体調を崩す。	2015/9/17 女子生徒の保護者の要望を受けて、学校法人が第三者委員会を設置。 2015/10/5 被害を訴えている生徒の	3名。氏名開示。 委員長: 大学教授 大学講師・臨床心理士 弁護士	2016/3/1 12 頁 ・Twitter 内容は、明らかに誹謗中傷であり非常に悪質。明らかに部活内の人間と思わせるような書き込みであるが、いわゆる『成りすまし』の可能性も否定できない。

			<p>女子生徒は中学 1 年生の時から、部活でライバル関係の2人からいじめを受けており、悪口を言われたり、着替えた服を隠されたり、連絡事項を教えてくれないなどのいやがらせを受けていたが、さらにツイッターで個人情報や流されたり、「学校に来るな」「死、ね」などのメッセージが昼夜を問わず送られてくるようになったとして、両親が学校に相談。</p>	<p>聴取 10/19 加害と疑われている複数生徒 11/2 周辺生徒及び顧問関係教員複数 12/2 聴取事項確認と報告書の方針検討</p> <p>いじめから半年以上たっており、精度に問題があることを理由に、部内でのアンケートはしない。</p>	<p>女子生徒の保護者が委員の一人を推薦してほしいと要望するが、受け入れられない。</p>	<p>学校の設置者は本件発生後啓発活動を複数回行っており、一応の責任は果たしている。</p> <p>・複数人の供述から、(部において)毎年(中等部1年～高等部1年の4年間)定期的に一人の生徒が、他の生徒から見ても明らかに「はぶられている」といった態度をとられ、無視されるといった事態が起こっていたことは確認された。顧問教員も相談を受けた際に、お互いに「距離をとる」ことを助言しているが、当該生徒からみると“無視”されたという形に受け取れる態度になっていたと考えられる。</p> <p>部における当該生徒と他の生徒という構図はあるものの、特定のものを“孤立”させよう、明らかな意図をもって行われた行為であるという認定は難しく、個人個人の自然な反応としての集積であり、「コミュニケーション操作系の『いじめ』」として認定することはできない。</p> <p>加害を疑われた生徒に対して事情聴取を行ったことや、当該生徒と加害を疑われた部のメンバー同士の話し合い等を行わせたことは、一歩間違えれば「犯人探し」を行っているという印象を与えかねず、人権侵害に当たる恐れもあり、適切とは言えない。保護者も学校に法理上認められていない「犯人探し」を強要するかのような行動を取るのではなく、まず、真っ直ぐに当該生徒に寄り添い、心のケアに専念すべきであったと思慮する。</p>
16	2013/4/~ 2015/3/	いじめ 転校	愛媛県喜多郡内子町の町立小学校で、男子児童(小6)が 2013 年4月から	2016/12/ 町教委が、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」と判断。 2017/1/6 臨時議会で、第三者による	弁護士、大学教授ら	調査委員会は、「学校と教育委員会のいじめに対する理解が不十分だった」と指摘。 学校は、いじめをささいなトラブルとしかとらえ

			3年間に渡り、複数の同級生らから、からかわれたり、押されて転倒させられたり、帽子を取られたりするいじめを受け、うつ病と診断。11月から長期欠席後、転校。別の男子児童(小6)もいじめを受けていた。学校は担任とは別の教員を見守り役として教室に配置するなどしたが、休み時間にトイレの用具入れに閉じ込められるなどしたという。	調査委員会を設置するための条例案を可決。 被害者、加害者、学校関係者などから聴き取りをする。		ず、学校にあったいじめ問題対策マニュアルも活用されていなかったとした。 2016/5/6 数年間続くいじめで体調を崩し転校を余儀なくされ、また学校側の対応も不適切だったとして、転校前の小学校の校長と教頭にそれぞれ50万円の損害賠償を求め大洲簡裁に提訴。その後、取り下げ、新たに調停申し立て。
17	2014/- 2015/4/	いじめ 不登校	島根県松江市の市立小学校で、2014年度の2、3学期、当時3年生だった児童約20人が、校内で複数の児童から殴る蹴るの暴力を受けたり、鉛筆や筆箱を投げられたりした。内1人が長期欠席。	2015/4/22 保護者が市教委に調査を求める要望書を提出。 有識者をメンバーに、昨年発足した市いじめ問題対応専門家会議が調査。		2015/8/ 報告書では、いじめと認定した上で、学校側にいじめという認識がなく、対応できていなかったなどと指摘。 2015/8/3 教育委員会会議で、報告書をもとに5人の委員が議論。全員がいじめと認めた。今後の取り組みとして、教育長は市内の小中学校で、スクールカウンセラーを充実させ、教員の研修などを進めるとした。
18	2014/- 2015/5/	いじめ 不登校	静岡県富士市の市立中学校で、1年生の夏ごろから仲間外れや無視、悪口に悩まされてきた女子生徒(中2)が、2015年5月ごろから休みがちにな	2015/10/ 保護者が、いじめ防止対策推進法の「重大事態」として第三者による調査を申し立てる。 2015/10/25 市が第三者委員会を設置すると回答。	弁護士や医師、大学教員、臨床心理士、社会福祉士ら5人前後	2017/3/22 調査委は、2016年10月の文部科学省いじめ対策協議会の定義の「同級生に悪意があったかどうかはいじめの認知に直接関係しない」としたことに基づき、部活動や体育の授業、学校行事などで同級生が女子生徒を会話の仲

			り、体調も悪化。	いじめの有無と不登校との因果関係、学校の対応に問題がなかったかどうかなどを調べる。		間に加えなかったり、接触を避けたりするなどした行為は「いじめに該当する」「心身の苦痛を感じるに足る行為」があったと認定。学校側の対応には、いじめの定義を十分に理解していなかった結果、対応が後手に回ったなどと批判。 保護者は、今後は市教委の瑕疵(かし)について同市に再調査を求める方針。
19	2014/12/- 2015/6/	いじめ 不登校 PTSD	大阪府大阪市にある府立高校で、男子生徒が2014年1月頃、人間関係のトラブルにあい、2015年6月(高2)からPTSDで不登校になる。 一時は記憶障害で、文字が認識できず、文章の読み書きができなくなるほどになり、頭痛も起きた。 2015年11月、同級生からツイッターなどで、中傷と受け取れる発言を受けた。 男子生徒と保護者は学校に相談をしたが、トラブルの記憶がはっきりせず、「いじめとはいえない」として対応しない。	2016/5/ 大阪府教育庁が「いじめの重大事態」にあたるとして、初めて調査委員会を立ち上げる。 調査委員会は、男子生徒や同級生などから聞き取り調査を行う。		
20	2015/4/中旬 -	いじめ 不登校	愛媛県東温市の市立小学校の女子児童(小5・	2016/2/ 医療機関が、PTSDはいじめが原因だったと指摘。	弁護士と大学の教員、臨床心理士の3人で構成。	2016/11/23 市いじめ問題調査委員会が答申。

	2015/6/	PTSD	11)が、同級生に「そっちにいけ」と言われたり、からかわれたりしたほか、「死ね」などの暴言を吐かれ、ほうきで足をたたかれるなどの暴力を受けたという。 6月中旬にめまいを訴えて学校を休んだり、別室登校するようになった。 2015/7/中旬 PTSDと診断される。学校は同月中旬に診断書を確認した。	2016/3/8 東温市はいじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」と判断して、第三者委員会の設置を決めた。市教委内のいじめ問題対策本部の下に設けられる。 いじめ記録の検証や今後の指導法の助言を受け、結果を市長に報告し、市長が必要と認めれば再調査委員会を立ち上げる。 http://public.jourekun.jp/toon_city/reiki/act/frame/frame110001684.htm		報告では、2015年4月ごろから児童が同級生に悪口を言われたり、石や砂を投げられたりしていたとし「当初、いじめに当たらないとした担任や教頭の判断は誤りだった」と指摘。 同7月に児童がPTSDと診断されてから、2016年2月に市教委が重大事態と判断するまで長期間を要したことに対し、学級に出席できず保健室で過ごすなど「いじめをきっかけに不登校に準ずる状態になったことは明白」で「児童や保護者の意思を尊重する姿勢が不十分だった」。児童の不登校に準ずる状態が1カ月以上継続した段階で、学校や市教委がいじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」と判断することは可能だったなどとし、「(学校側の)組織としての対応が不十分だった」と結論。
21	2015/4/- 2015/7/7	暴行傷害	兵庫県姫路市の市立中学校で、7月7日、運動部の副顧問が、足を引きずっている男子部員(中1)を発見。同じ部の先輩(中2・中3)から、頭や顔、体を10回以上たたかれ、ふとももや腹部を膝で蹴られた、のどを物差しで突かれたことを聞き出した。男子生徒は、胸骨骨折で全治1カ月のけが。受診に際し、部活顧問は付き添った副顧問に対し、階段から転んだこと	2015/7/9 学校は市教委に報告。他の部員にもいじめの有無を尋ねるアンケートを実施。他に被害は確認されなかった。 市教委が重大事態として、対応。		調査の結果、加害生徒2人(中2・中3)は、被害生徒を含めた男子生徒3人(いずれも中1)に日常的に暴力を振るっていたことが判明。 市教委の調査で、同部は強豪校として知られ、市の許可なく、校区外から「越境通学」している疑いがある生徒が18人いることが判明。 部員54人中42人が県外を含む校区外の出身者。いじめの加害生徒と被害生徒はいずれも県外出身者で、学校近くの下宿で共同生活を送る中で今回のいじめが発生していた。 部の男子生徒2人は、1年の男子生徒3人に対し、プールや海に無理やり沈めたり、揮発

			<p>にするよう指示し、副顧問はそのように医師に伝えた。</p> <p>顧問はその後、市教委や校長の指示に従わず、加害生徒の一人を大会に出場させていた。</p>			<p>性の香水を腕に塗って火を付けたりしたほか、殴る蹴るの暴行をしていた。</p> <p>下宿で嫌いな食べ物や食べきれなかったものを1年生に食べさせ、食べきれなかった生徒を暴行したほか、1年生がため口をきいたとしてエアガンで撃つなどしていた。</p> <p>7/29 市教委は出場が決まっていた近畿中学校総合体育大会に、加害生徒の1人を出場させないよう、学校に指示し、校長も顧問に命じたが、顧問は従わず、8/4の大会に出場させていた。</p> <p>市教委は、市立の全35中学校に健全な部活動のあり方を検討する懇話会を設置。学校長や部活動の顧問、保護者や地域住民らが参加。部活動の時間や指導内容が適正であるかどうかをチェック。</p> <p>2016/2/ 県教委は、顧問を停職10か月の懲戒処分。</p>
22	2015/5/- 2015/9/	いじめ	<p>東京都世田谷区の国立東京学芸大学附属高校の男子生徒(高2)が、複数の同級生からいじめられ、体育祭の練習時に倒されて骨折したほか、別の生徒に肩に担がれ投げ飛ばされて脳しんとうを起こした。部活動中</p>	2016/5/ 学芸大学が、第三者による「いじめ問題調査委員会」を設置。	弁護士ら	<p>2016/11/29 報告書の概要を公表。</p> <p>体育祭の練習中に、生徒の1人が被害生徒の体を倒して手首を骨折させたり、投げ飛ばして脳しんとうを起こさせたりした、部活中に複数の生徒が被害生徒をはやし立てセミの幼虫をなめさせていたなど、2015年5～9月の5件をいじめと認定。</p> <p>「昨年9月の時点で重大事態と認識すべきだった」と批判。アンケートでいじめを知った</p>

			<p>に複数の生徒から、セミの幼虫をなめさせられるなどした。</p> <p>男子生徒は6月のアンケートでいじめ被害を訴えたが、担任はいじめと認識しなかった。</p> <p>2016年3月になって文科省に報告。</p> <p>いじめに関わった男子生徒2名を在宅起訴、校長ら12人を戒告などの処分</p>			<p>のに、面談などが不十分で事態を把握できなかったことや、生徒が骨折や脳しんとうを起こした際の事故報告書を作成していなかったことについても、「きわめて不適切」と指摘。</p> <p>同大は再発防止策として、学長らで構成する「全学いじめ問題検討委員会(仮称)」を設置し、今回の件についてもさらに検証する。</p>
23-1	2015/9/	いじめ不登校	<p>佐賀県の県立学校で、いじめが発生。不登校になる。</p> <p>県教委は学校と連携して対応していたが、知事に報告を怠っていた。</p> <p>2016/1/4 知事に報告。</p> <p>(2016年7月上旬不登校事案とは別)</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00346317/index.html</p>	<p>2015/10/2 生徒の欠席が30日を過ぎたが、県教委は第三者委を開催しなかった。</p> <p>2016/1/27 外部有識者による第三者調査委員会・県いじめ問題対策委員会の初会合を開く。</p>	<p>委員長・高尾兼利 西九州大教授</p>	<p>2016/8/9 県教委に答申書を提出知事への報告が遅れた事務局の対応について「職員の法に対する理解が不十分だった」と指摘。</p> <p>学校の対応に関しては、被害生徒に配慮して事実確認を控えていたことを取り上げ「まずは聞き取り調査が必要で、反省すべき点」とし、生徒が相談しやすい環境づくりや多角的な情報収集を求めた。</p> <p>学校はスクールカウンセラーにも相談していたが「助言を尊重することは大切だが、依存してはいけない」として教訓とするよう促した。</p> <p>2016/8/24 不登校重大事態対応に関する再発防止策(概要)</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00350097/3_50097_17970_up_sya6ymst.pdf</p>

23-2						<p>2016/10/5 いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 30 条第 2 項に基づく知事による調査(いわゆる「再調査」)は必要ないと判断し、その旨を本日、同委員会に通知。</p> <p>○再調査は必要ないと判断した理由</p> <p>1 有識者で構成される佐賀県いじめ問題対策委員会(県教育委員会の附属機関)において、重大事態に係る事実関係を明確にし、再発防止に資するために必要な調査が行われたと認められること。</p> <p>2 県教育委員会から調査結果を踏まえた再発防止策が示されたこと。</p> <p>http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00351057/index.html</p>
24-1	2014/11/- 2015/9/1	いじめ 不登校	<p>滋賀県大津市の市立小学校で、男子児童(小4)が複数の児童から「ストーカー」「加齢臭」などと言われ、傘でランドセルをたたかれるなどのいじめを受けた。</p> <p>2015/9/1 から不登校になる。</p>	<p>2015/10/16 第 3 回学校問題緊急サポートチーム会議で、検討。</p> <p>2015/10/19 市教委事務局児童生徒支援課で、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すめと判断。「いじめによる重大事態」として大津市長に報告。</p> <p>2015/12/22 大津市附属機関設置条例を一部改正し、市教育委員会の付属機関として、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」を設置。</p> <p>2016/1/12 教委が、調査実施について諮問。</p> <p>10 回会議(大津市学校問題緊急サポートチーム会議の 2 回を含む)</p>	<p>6 名 委員長:新井 肇 兵庫教育大大学院教授 副委員長:井川 一裕 弁護士 委員: 周防 美智子 社会福祉士 千原 美重子 臨床心理士 前林 佳朗 精神科医師 山本 由樹 警察官 OB</p> <p>※「大津市学校問題緊急サポートチーム会議」と同じ委員</p>	<p>2016/5/25 26 頁 第三者委員会は報告書を市長に提出。14 件のいじめ行為を認定。事実確認や担任への支援態勢の不十分さなど、学校側の責任を指摘する報告書をまとめた。</p> <p>市教委は報告書の内容を男児と家族にも伝え、概要を加害児童の保護者にも伝えた。</p> <p>市教委は調査を実施したことや結果を公表しなかった。「被害者の尊厳を守るための判断」と説明。</p> <p>2017/2/22 被害男児の保護者が市教委に報告書の公表を書面で申し入れ、教育長は「公表の方向で取り組む」と述べた。</p>

						2017/6/29 報告書の公表について http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/1498722183083.html 報告書 http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/117/280525houkoku.pdf
24-2			2016/ 男児の保護者は「幾つか事実誤認がある」と再調査を求めた。	市は再調査。		2017/4/11 追記報告書。6頁 6つの事項について、再検討。 保護者はその報告書の受け取りを拒否。 追記報告書 5頁 http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/117/290411houkoku.pdf
25-1	2015/4/- 2015/9/17	いじめ	北海道札幌市の私立中学校の生徒(中 1・12)が、入学直後から半年間にわたって、同じ学級の男女8人ほどの生徒から繰り返しいじめを受けた。殴られたり、蹴られたり、背中を強く叩かれたり、水筒の茶を勝手に飲まれ、顔に吐きかけられたりした。女子生徒からシャープペンシルで何度も太ももを刺されたりした。LINEで、「こ・ろ・す・ぞ」などのメッセージが送られてきたという。 2015/7/ 担任教師に連	保護者から学校に、被害者が受けたいじめ行為について、文書による申出があり、精神性疾患に関する診断書が提出される。 学校は「重大事態」と判断し、いじめ防止対策推進法第28条に定める組織を設置して、調査を実施。 学校は加害生徒らへの聞き取りなどを進め、いじめがあったと判断。 加害生徒らは謝罪の意志を示し、学校もいじめを見抜けなかったことに謝罪する方針。 2015/11/19 学校は1年生の保護者ら対象に説明会を開催。 いじめの発覚を受け、経緯や学校側		2016/6/13 学校は報告書を知事に提出。 (地域・学校種・学年・性別非公開) いじめ態様 叩かれる、蹴られる、つねられる、教材・道具をペンで刺される、筆記具などを床にばらまかれる、鞆を教卓に隠される、LINEで精神的苦痛を受ける文言を送信される、敬語をつかわせられる。 学校は、いじめ行為を確認後、加害生徒に対し、いじめを受ける側の立場に立って自分の行為をありかえるように作文を書かせるなど、数か月にわたる指導を行った。 背景について、当該学級は落ち着きがなく、発達・成長上の課題がみられ、こうした環境がいじめの発生につながった可能性。 学校は事案発覚後、被害生徒側と良好な信頼関係を築くことができなかつたため、関係生徒

			<p>絡帳で、加害生徒1人の名前を出して相談。「少し厳しく個人的に話します」などと返事があったが、いじめは激化した。</p> <p>2015/9/17 母親にいじめを打ち明け、下旬から不登校になる。</p> <p>自殺をほのめかすなど精神的に不安定な状態が続き、病院で神経症の疑いがあるなどと診断された。</p> <p>2015/10/末、退学。公立中学校に転校。</p>	<p>の対応、再発防止への取組について説明。</p> <p>一方、この時点で被害者側には調査内容はまだ伝えられない。</p> <p>学校は報告書を道に提出予定だったが、道から修正を求められ、延期。</p>		<p>同士の関係修復に向けた指導が困難になった面があった。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sky/jjime/290519shiryou1.pdf</p>
25-2				<p>知事の付属機関「北海道いじめ調査委員会」が、再調査の必要性について審議。</p> <p>調査委員会は、計5回にわたり審議を実施。(2016/7/14、10/20、12/1、2017/2/22、5/9)</p>	委員長:間宮正幸	<p>2017/5/15 回答</p> <p>再調査の必要性なしと結論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされている。 ・被害者及び被害者の保護者が再調査を求めている。 ・学校は、いじめ再発防止に向けた対策を取ってきている。具体的な取組への着手を確認できた。 <p>通知</p> <p>http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/h29tsuuchi/290522_no.152.pdf</p>
26	2015/5/- 2015/11/30	いじめ 転校	愛知県豊田市の市立中学の男子生徒(中1・13)	2015/12/ 転校後に母親から「事態が改善しなかった」と申し立てを受けた市	弁護士や大学教授 3名 氏名公表	2016/5/24 19頁 生徒の保護者は大きいいじめとして、① B、C

		<p>が、いじめを受けて転校。 入学直後の4月から同級生から「鬼ごっこ」と称して嫌がらせを受けたり、脚を掛けられたり、肩をぶつけられたりするようになった。上履きを移動させられたり、後ろから蹴られる、「きもい」「変態」など言われる。 生徒は9月以降、一部の授業しか出席できなくなる。希死念慮もあり、12月に私立中学校に転校。その後も精神科に通院。</p>	<p>教委が、いじめで心身に重い被害を受けるなどした重大事態と認定。 それまでは、欠席日数が目安以下の16日だったことから、重大事態と捉えていなかった。 2015/12/29 調査委員会を設置。学校関係者らへの聞き取りを行う。全8回。その他、聴き取り等。 被害生徒、いじめたとされる生徒、周囲にいたであろう生徒からの直接の聴き取りは、被害生徒の心的外傷や転校先でのさらなるいじめの可能性、保護者が希望しない意向を踏まえ実施していない。 8回</p>	<p>目黒達哉(同朋大教授・臨床心理士) 堀英太郎(臨床心理士) 高橋直紹(弁護士)</p>	<p>らに自転車をぶつけられた。② D、Eらにこらまれ追いかけられた。③ Eに夏休み中の登校日にノートを投げ返された。④ Fに塾で回し蹴りをされた。⑤ Eが技術の時間に何度も肩をぶつけてきた。その他、継続的に陰湿で執拗ないじめが繰り返されてきた、と申立て。 これらについて、当該生徒が「いじめられていると感じるのも理解できる」「明らかに『いじめ』に該当すると思われる」と分けたうえで認定。学校の把握におけるEやFの言い分が異なっているとしても、当該生徒に対するいじめアンケートを前提にすれば、有形無形のいじめを受けていたことになる認定。 中学校は、保護者からの情報から本生徒の発達上の特性(担任のいう「配慮を要する子」)だけでなく、いじめを受けた経験のある子(「気にしないといけない子」として配慮していく必要があった。 保護者がいじめの事実を担任などに伝えてきたことに対し、「もう少し深刻に受け止めていれば、本生徒が転校することにはならなかったかもしれない」とした。 「いじめ・不登校対策委員会」については、「ほとんど機能していなかったと言わざるを得ない」とした。 概要版 http://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page/001/014/474/01.pdf 報告書</p>
--	--	--	--	--	---

					http://www.city.toyota.aichi.jp/pressrelease/1014045/1014474.html
27	2015/12/	いじめ 不登校	新潟県糸魚川市の市立中学校で、2015年12月、男子生徒(中1)が同学年の男子12人から暴行を受け、精神疾患を発症し、長期に不登校となる。	2015/12/ 市いじめ問題専門委員会を組織して調査。	<p>2016/2/26 市いじめ問題専門委員会の調査結果を報告。調査の結果、いじめの事実があったことが確認。</p> <p>いじめの内容は(1)首を絞める(2)太ももを蹴る(3)カーテンに包んで蹴る(4)粘着テープで手足を縛ったり口をふさいだりする(5)持ち物の文房具を隠したり壊したりする、などが確認された。</p> <p>医師の診察において「いじめを受けた生徒の体調不良は、ストレスによるものであり、心因性の疾患による」と診断されており、不登校の開始要因といじめとの関連を認定。背景には、暴力で築かれた学級内の上下関係があったことが判明。</p> <p>いじめを中心におこなっていた生徒は「強い人、弱い人と決めて、弱い人はいじめてもいいという気持ちでいた」と被害生徒への謝罪会で話したという。</p> <p>報告書によると、いじめた側(加害者)の中心生徒はBとCの2人。2人は他の加害者6人にも①～③の暴力を振るっていた。さらにBとCの間でも、CがBの指示どおりAに暴行しないと、BはCの首を絞めていた。専門委は「このような暴力による上下関係の人間構造が、今回の事案を深刻化させた主因である」と分析。さらに報告書は、学校での聞き取りの際、BがCに「うそをつけ」と指示し、BやCらが他の加</p>

						<p>害者に口止めを強要したと指摘。「これらにより、いじめ行為が長期化され、その解明に時間を要した」と述べている。</p> <p>さらに、学校側の対応の不備を指摘するとともに、市教委に対しても、生徒の保護者が説明を求めるまで報告しないなど不信感を招いたとして「隠蔽(いんぺい)を疑われても仕方ない不適切な対応だった」と厳しく指摘。</p>
28	2015/5/- 2015/12/17	いじめ 不登校	東京都町田市の小学校の男子児童(小1・6)がいじめを受けて、3カ月以上不登校になる。	2015/12/17 保護者がいじめに係る問題の解決を町田市教育委員会に求める。 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会が調査		<p>2016/7/15 当該保護者から申告のあった内容の一部をいじめと認定、その他はいじめの定義に該当しないか、行為があったと認められないと判断。不登校といじめとの因果関係は不明。</p> <p>プレスリリース A4用紙1枚 https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koho/faxrelease/2016/201608.files/160812_02.pdf</p>
29-1	2014/8/- 2016/1/14	いじめ 不登校	秋田県能代市の県立能代松陽高校の女子生徒が、1年生時から所属する運動部の部員からにらまれたり暴言を吐かれ、部員以外の生徒からも無視されるようになった。2015年1月に学校に訴える。その後、鬱状態と診断されて部活動に参加せず。 2016/1/13 体育館で行われた始業式で、体調が	2015/12/ 女子生徒と保護者から県教委に直接連絡があったため、重大事態ととらえ、第三者調査機関「秋田県いじめ問題調査委員会」(委員長・高橋重剛弁護士)に調査を諮問。 調査委員会は、関係する生徒、保護者、教諭らに聞き取りを行った	弁護士、医師、臨床心理士の3人で構成。 委員長:高橋重剛 弁護士	<p>2016/6/22 第三者調査機関「県いじめ問題調査委員会」の報告書を提出。 2016/7/14 県教委は教育委員会会議で、報告書が提出されたことを初めて公表。</p> <p>教育委員や傍聴者に配布された報告書概要は「いじめ防止対策推進法が定めるいじめがあったと認定することが適当」とした上で、学校側の対応を批判。</p> <p>人間関係のこじれと位置付けた学校側の対応を「極めて場当たりのなもの」だったと指摘。一方で、クラスでのいじめは「認定できない」と結論付けた。</p>

			<p>悪く、『座ってもいいかな』と隣の生徒と話していたところを副担任からファイルで頭をたたかれた。翌日から学校を休む。</p> <p>学校が県教委に「女子生徒と他の生徒の間に意見の食い違いがある」と報告したため、県教委は当初、いじめと判断していなかった。</p> <p>2016/4/ 高3で転校。</p>		<p>報告書本体は 31 頁だが 10 頁分しか公表せず、うち約4分の1が黒塗りにされており、被害生徒と加害生徒に配慮するとして、どんないじめがあったのかなどは伏せられる。</p> <p>被害生徒の保護者は「事実関係を伏せたら調査報告ではない」と反発。</p> <p>女子生徒側は、始業式で副担任からファイルで叩かれたとして、被害届を提出。</p> <p>2016/3/ 離任式で前校長は、「新聞に書いてあることは一方的だ。信じないようこと発言したという。</p>
29-2	いじめ不登校	<p>2017/7/19 被害を受けた女性(18)は、県教委の第三者委員会による報告書では学校の対応の問題点が未解明だとして、いじめ防止対策推進法に基づき、同校と県教委の対応を再調査するよう知事に請求。</p> <p>再調査を求める理由として、報告書でいじめの原因を女性の言動に起因すると誤認していることや、クラスでのいじめの実態が解明されていないことなどを挙げている。</p> <p>女性は「クラスでもいじめ</p>	<p>2017/11/27 県は、健康福祉部に設けた審査会で、元生徒に聞き取りをするなどした結果、いじめが始まった時期や学校がいじめを認めるまでの経緯について、調査が十分に尽くされていないと判断。</p> <p>いじめが始まった時期と高校側の対応の遅れに関する調査が不十分な点を問題視し、知事が再調査を決定。</p> <p>報告書は 2015 年1月に開かれた部活のミーティングをいじめの発端としたが、被害者は2014年8月から部員に無視されるなどしていたという。また、当時の校長はいじめを把握しながら、2015年9月に県教委の指導を受けるまで、全教職員と情報共有し</p>	<p>弁護士や臨床心理士など前回とは別の専門家3人。</p>	

			<p>はあった。学校に相談しても取り上げてくれなかった」と反論。また、報告書の中で、虚偽の発言が取り上げられたと指摘。</p>	<p>ていなかった。 知事部局に設置している第三者委員会である「子どもの権利擁護委員会」で検討。前回とは別の専門家3人で作る第三者委員会に依頼。 事実関係の確認や、これまでの調査が十分だったか、検証する。</p>		
30	2014- 2016/4/	いじめ 転校 PTSD	<p>大阪府立特別支援学校で、女子児童がいじめを受けて、体調不良を訴え、小2、小3時にそれぞれ30日以上不登校になり、4年生の4月に別の特別支援学校に転校。PTSDの診断を受けた。 2016/12/ 学校がまとめた報告書には「子ども同士の関係で生じる事象を深く追求する姿勢が不十分で、いじめを見抜けなかった」と書かれていた。 2016/5/ 女児宅を訪れた男性校長が、トイレに立った母親について、同席した教諭らに対し「うんこか」「お礼を言ってすぐ終わらそう」などと発言した音声、協議内容を録音するために母親が置</p>	<p>2017/7/ 大阪府立学校いじめ防止対策審議会が、いじめや学校の対応を調査。</p>		

			いたボイスレコーダーに残っていた。(2018/3/報道)			
31-1	2015/5- 2016/4/	いじめ PTSD 不登校	神奈川県茅ヶ崎市の市立小学校の男子児童が、2年生だった2015年5月頃から、複数の児童から暴力を振るわれたり、トイレで集団暴行をされたり、衣服を脱がされるなどのいじめを繰り返し受け、PTSDを発症。3年生に進級後まもなく、不登校になった。その後も、学校に通えない状態が続く。 2015/8/ 両親が学校にいじめ被害を訴え、第三者による調査を求めたが、学校は拒否。	2016/3/20 両親が市教委に、第三者委員会による調査を要望。 2016/11/2 市いじめ防止対策調査会立ち上げ。学校側や児童らに聞き取りなどを行う。 31 回会議	会長: 松坂 秀雄: 東京福祉大学心理学部講師 朝倉 新: 茅ヶ崎医師会精神科医師 真船 裕之: 神奈川県弁護士会弁護士 野坂 正径: 中央児童相談所子ども支援課長 亀田 春彦: 茅ヶ崎市立松浪中学校長 中馬 智子: 茅ヶ崎市PTA連絡協議会代表 【事務局】 吉野 利彦 高橋 励 力石 裕司 新居 博志	2017/2/13 第三者委員会が答申。当時2年生だった男子児童は複数の同級生から▽馬乗りで殴られる▽羽交い締めにされ暴行を受ける▽ズボンが脱がされる▽「おまえは俺のおもちゃだ」などの暴言を吐かれるーなど、複数の児童から長期間にわたって暴力行為を受けたと認定。 男子児童から助けを求められた担任の女性教諭は、「遊びの延長」程度ととらえ、見て見ぬふりをするなど十分な対応を取らなかったとした。また、問題を速やかに管理職らに報告しなかったほか、保護者に対しては学校経営がうまくいっていると見せたいとの思いからウソをつくこともあったと指摘。 校長に関しては、管理職として女性教諭の情報を十分に把握していなかったことや市教委への報告・相談が遅れたこと、男子児童や保護者からの訴えに対して配慮のない発言で不信感を募らせたなどと記していた。また、保護者の訴えに基づいて調査すべきだったとして、対応の遅れを厳しく批判した。 http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/koho/1020324/1029190.html 2018/2/2 市教委は担任だった女性教諭に文書訓告、当時の校長を厳重注意。
31-		いじめ	2017/12/7 学校と両親	2018/3/1 当該保護者からの所見提	会長: 松坂 秀雄: 東京福祉大	

2		PTSD 不登校 追加調査	<p>の間で行われた協議の場で、女性教師は「いじめに気付かなかった」などしたこれまでの説明が虚偽だったことや、いじめについて記載した資料をシュレッダーにかけたことを告白。児童から助けを求められた際も「見て見ぬふりをした」などと話した。</p> <p>12/8 学校は一連のやりとりを文書にまとめて市教委に提出したが、市教委の担当者は「これまでの聞き取り内容と大きな変化はなく、重要ではない」などと解釈し、第三者委や教育長に報告しなかった。(報告書を提出後に判明)(2018/3/17 読賣・横浜版)</p>	<p>出時における懇談により、追加調査を行う必要があると判断。</p>	学心理学部講師	
32	2016/5/- 2017/7/	いじめ 適応障害	<p>山口県周防大島町の大島商船高専の男子生徒(高2・17)が、2016年5月21日に同級生で、2日間だけ寮で同室だった男子生徒が、男子生徒の自殺したのは、同生徒のせいとのうわさを広められ</p>	<p>2017/11/ 適応障害になった生徒の保護者らの投書を受けた文部科学省が、学校設置者の国立高等専門学校機構を通じて学校に第三者委員会の設置を求めた。</p> <p>いじめが連鎖した可能性があり、2つの第三者委員会が検討される。</p>	<p>大学教授や弁護士、臨床心理士の3人で構成。</p> <p>所属や氏名は非公表。</p> <p>学校は今後、保護者が福岡県弁護士会を通じて推薦する弁護士も委員に加える方向で調整。</p>	

			<p>る。</p> <p>男子生徒は、同級生の寮の机に性的な本が入れられた時、同室に居合わせただけで、いじめに加担したことはなかった。止められなかったことを亡くなった生徒に詫びたが、翌日、自殺したという。</p> <p>その後も、グループから写真を勝手にとられて笑いにされたり、ばい菌扱いされたりした。</p> <p>2017/5/ 男子生徒(高2・17)は「死にたい」などと漏らし教員らによる「いじめ対策委員会」を設置。</p> <p>2017/7/ 適応障害と診断される。調査した教務主事ら対策委の面談で、威圧的な聞き取りを受け、一次的退寮を促されたと感じたという。</p>			
33	2016/7/上旬	いじめ不登校	<p>佐賀県の県立学校の生徒が7月上旬から休みがちになる。</p> <p>8月下旬、学校は、いじめが原因と認定。</p>	<p>2016/9/中旬 いじめ防止対策推進法で重大事態と規定する欠席日数 30日に達する。</p> <p>2016/9/ 佐賀県いじめ問題対策委員会に諮問</p>	<p>委員長:高尾 兼利:西九州大学教授</p> <p>委員: 学識経験者: 浴本 信子:特定非営利活動法人ITサポートさが 事務局長</p>	<p>2017/1/27 答申</p> <p>いじめと不登校の因果関係を認定。</p> <p>対応策として、被害生徒の主体性を尊重して周囲が動くことや、加害生徒の指導・支援にも取り組むことを盛り込んでいる。</p> <p>いじめ防止策では、何気ない言葉が相手を傷</p>

			<p>県教委は、いじめの原因について「無料通信アプリLINE(ライン)など、SNS(会員制交流サイト)ではない」としている。被害者保護の観点から、いじめを受けた生徒の性別、年齢、学校名、詳しい状況などは公表していない。</p>	<p>4回の会合 被害生徒の担任らから聞き取り</p>	<p>酒見紀代子:佐賀県人権擁護委員連合会 会長 佐藤 武:佐賀大学保健管理センター長 教授 富吉賢太郎:佐賀新聞社 専務取締役 編集主幹 安永 恵子:安永法律事務所 弁護士 保護者: 江頭美智子:佐賀県高等学校PTA連合会 副会長 行政機関: 松隈 智子:佐賀県警察本部少年課 少年サポートセンター 少年サポート係長</p>	<p>つける場合もあるとして、「一言の重さ」について学校全体で指導することや、情報収集を欠かさず早期対応することにも言及。被害生徒がクラス復帰する場合、孤立感を持たないように「担任や同級生がしっかり受け入れ、見守ることが重要」と指摘。</p>
34	2016/5/- 2016/9/19	相撲クラブ チーム暴力 転校	<p>新潟県糸魚川市の市立能生中学校の相撲クラブで、暴力を伴ういじめが相次ぎ、所属していた1年生2人が転校。同中に相撲部はなく、同クラブはクラブチームとして活動。所属する生徒は転校した2人を除くと現在6人で、全員が市外から同校に越境入学し、同クラブの総監督が営む旅館で合宿生活をしながら通学。合宿所の清掃の際、加害者の3年生が1</p>	<p>市教育委員会は、市のいじめ防止基本方針に定める「重大事態」と認定。第三者によるいじめ問題専門委員会で調査。</p>	<p>委員長:上越市の馬場 秀幸 弁護士 上越教育大学教授 人権擁護委員会らで構成</p>	<p>2017/2/ 調査報告書を市長に提出。 2017/3/2 総務文教常任委員会へ、教育委員会子ども教育課より「中学校いじめ問題に関する調査結果報告書」として黒塗りになった報告書が提出された。 事件発生に至る経過や実態を示したページがすべて黒塗り。 暴力を容認する運動クラブの実態や学校側に対する指導方針の食い違いによる恫喝行為などが記されていた。 またこの事件以前から、いじめが原因で転校した生徒も3名いたことも書かれていた。</p> <p>この黒塗りとなったのは、当事者である指導者側が認めないためとされていたのが、実は</p>

			<p>年生1人の顔や腹などを殴り、前歯1本が根元から折れた。1年生は5月にも、この3年生らに体当たりされて転倒し、腕や両膝にけがをしたほか、学校敷地内で、逆さに抱えられてコンクリートの床に頭から落とされるプロレス技をかけられていた。同生徒は9月19日に転校。もう一人の1年生も3年生らに殴られたり、頭をたたかれたりするなどの暴力を受け、5月に転校。同クラブでは、昨年度も1人が転校。</p> <p>その後、1年生3人に加え、2年生1人もいじめの被害に遭っていたことが新たに判明。3年生は3人全員が加害者となっていた。</p>			教育委の判断であったことが判明。
35	2015/10/- 2016/10/	いじめ 不登校	<p>三重県津市の県立高校の女子生徒が、1年生だった2015年10月頃から部活の同級生らに集団で無視されたり、悪口を言われたりするなどのい</p>	<p>2016/10/ 県教育委員会は、書き込みが元で不登校になったことについて、いじめの重大事態と認定。いじめ防止対策推進法に基づき、弁護士や教員らでつくる調査委員会を設置。</p>	<p>弁護士や教員ら</p>	<p>2017/8/ 女子生徒(高3)が、三重県を相手</p>

			<p>じめを受け、不登校になった。</p> <p>父親が翌月、学校に被害を申し出たが、学校は「仲間はずれであり、いじめではない」と判断。調査や指導を怠った。当時の教頭から「いじめ重大事態に認定してもよいが、(同校に在籍する)生徒の姉の大学受験に悪影響が出る」などと言って、申告を思いとどまるよう勧告された。</p> <p>2016/ 2年生になって登校を再開したが、SNSに「学校に来ていないのにどうして進級できたんですか？」などの投稿があり、再び不登校となったという。</p>			<p>に。慰謝料など 170 万円の支払いを求める訴訟を津地裁に起こす。</p>
36-1	2016/10/	いじめ不登校	<p>佐賀県内の県立学校の生徒が、いじめの疑いで不登校になる。</p> <p>佐賀県立学校での重大事態は3例目。</p> <p>(2015年夏、2016年7月)</p> <p>学校名や生徒の性別、事案の内容などは被害</p>	<p>2016/11/2 いじめ防止対策推進法で重大事態と規定する欠席日数 30 日に達する。</p> <p>2016/11/4 知事に報告。</p> <p>2016/11/24 外部の有識者で構成する第三者委員会「県いじめ問題対策委員会」(委員長・高尾兼利西九州大教授)に、調査と対処の在り方の2項目について諮問</p>	<p>委員長:高尾兼利(西九州大学教授)</p> <p>委員:</p> <p>学識経験者:</p> <p>浴本信子(特定非営利活動法人ITサポートさが 事務局長)</p> <p>酒見紀代子(佐賀県人権擁護委員連合会 会長)</p> <p>佐藤武(佐賀大学保健管理セン</p>	<p>2017/6/23 答申</p> <p>いじめは確認できなかったが、疑いがなかったとも言えないと判断し、再発防止策を示した。「生徒の嫌な思いはあったが、思いを構成する事実が確認できなかった。学校復帰を第一に、生徒への聞き取りも最小限にとどめた」と説明。答申では、さらなる調査は必要ないと判断する一方、生徒への見守りやカウンセリングの継続を求めた。</p>

			者保護の観点から公表していない。		<p>ター教授・センター長) 富吉賢太郎(佐賀新聞社 専務取締役 編集主幹) 安永恵子(安永法律事務所 弁護士) 保護者: 江頭美智子(佐賀県高等学校PTA 連合会副会長) 行政機関: 松隈智子(佐賀県警察本部 人身安全・少年課 課長補佐)</p>	同様の事案の発生を防ぐため、教職員が連携して児童生徒への早期対応に組織的に取り組むことや、聞き取りの際は安心して話ができる配慮を促した。
36-2						<p>2016/8/3 知事による再調査は必要ない旨を県教育委員会に通知。 由 1 有識者で構成される佐賀県いじめ問題対策委員会(県教育委員会の附属機関)において、重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要な調査が行われたと認められること。 2 県教育委員会から調査結果を踏まえた、当該重大事態への対処の在り方及び当該重大事態と同種の事態の発生防止のための対処の在り方が示されたこと。 https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357081/index.html</p>
37	2016/4/- 2016/10/	いじめ 不登校	新潟県糸魚川市の市立糸魚川中学校で、女子生徒(中2)が4月下旬、同級	市教育委員会は、市のいじめ防止基本方針に定める「重大事態」と判断。第三者による「いじめ問題専門委員会」		

			<p>生の女子生徒から「給食の準備が遅い」「清掃が遅い」などと悪口を言われ、強い言葉で指示されるなどのいじめを受けていると自ら学校側に訴えた。</p> <p>学校側は加害生徒を指導したが、加害生徒の言動はエスカレートし、さらに上級生からも体形のことを言われるなど、いじめが続いたという。</p> <p>7月には謝罪会が設けられたが、被害生徒は加害生徒の言動に改善が見られないとして、謝罪を受け入れなかった。被害生徒は10月以降、登校できなくなっている。</p>	で調査する。		
38	2016/4/- 2016/10/ 中旬	いじめ 不登校 転校	新潟県の県立高校で、男子生徒(高1)が、入学早々からいじめを受け、10月中旬から不登校。その後、転校を余儀なくされる。	新潟県教育委員会は、「県立X高等学校いじめ事案に関する調査委員会設置要綱第3条第3項」に基づき、新潟県立X高等学校長から委嘱を受けた調査委員会が、いじめの解消及び被害生徒の学校生活支援、いじめ防止対応の充実を目的に調査、検証、提言を行う。	4人 氏名公表 委員長:高橋 知己(上越教育大学) 副委員長:星 勉(前魚沼市教育長、元六日町高等学校長) 委員: 藤田 悠紀子(県臨床心理士会) 佐藤 明(県弁護士会)	2017/ 事実経過 ①いじめの直接のきっかけは、平成28年度入学早々に行われた1学期の同校のオリエンテーションである。 ②Aは、トイレで用をたしているときに頻繁におしりをたたかれたり、部活内で悪口を言われたりと、複数の生徒からいじめを受けた。 ③Aは、このいじめを原因として、平成28年10月中旬から登校できない状況となり、その
				2017/3/24-9/12 計13回開催		

				<p>(聴き取りを含む) 委員会は、定期的なアンケートとは別に全校生徒向けにいじめに関するアンケート等を実施。 部活動顧問、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、校長、教頭、生徒(同じ部活動の上級生)、Aの父親から聴き取り。男子生徒(A)本人からは聴き取りができなかった。</p>		<p>後、転学を余儀なくされた。 と認定。 学校の対応について、 ・当該生徒が保健室を度々訪れたことから、持病について家族や中学校との連携が必要であった。 ・いじめが表面化していた部活動内での、早期発見の見逃しがあった。 ・当該生徒の異変に複数の教職員が気づいていたが、「いじめ」という認識がなかった。何らかの会議が開催されるべきであった。 と指摘。</p> <p>報告書 概要版 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/541/716/291225kyoiku_somu_002,0.pdf 県立X高等学校いじめ事案に関する調査委員会報告書の提言を踏まえた対応について http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/414/594/291225kyoiku_somu_003,0.pdf</p>
39 40	2016/11/	いじめ	<p>神奈川県川崎市の市立小学校2校で、それぞれ児童が同級生からいじめを受け、不登校になる。 1人は 2016 年4月～6月、教室や廊下などで同級生9人から頭や脚に暴行を受け、筆記具をトイレにばらまかれた。 6月27日に、保護者から</p>	<p>2017/1/17 教育委員会臨時会で調査審議が諮問された。</p> <p>学校の調査結果の検証、教職員や児童、保護者からの聞き取りを通じて再発防止策を検討し、市教委に報告</p>	<p>弁護士ら有識者3人</p>	<p>2017/7/20 調査結果を公表 「学校はいじめと認知した対応を行っていなかった」「校長や教頭が児童や保護者に不適切な対応をし、とるべき対応をしなかった」などと指摘。 両事案とも教員の対応が不十分だったと指摘、再発防止のため学校側の組織的対応や保護者との連携強化を提言した。</p> <p>B 小学校</p>

		<p>いじめの訴えがあり、不登校になる。</p> <p>8月24日、本児は「市長への手紙」でいじめの実態を訴えた。</p> <p>9月7日以降、教育委員会事務局学校教育部区・教育担当が本児及び保護者に直接かかわる。</p> <p>事案が明らかになった直後から、関係児童らは概ね事実関係を認め、謝罪の意向を示したが、本児保護種は、心からの反省ができておらず、本児を教室に戻すことができないという思いで謝罪を受け入れない。</p> <p>2017年4月から、本児は登校。</p> <p>もう1人は2016年10月～11月に教室や昇降口でいじめを受けたが、「保護者の意向」などを理由にいじめの内容は公表されなかった。</p>		<p>・全体的に落ち着きのない学年の状況があった。</p> <p>・担任は、本児からの訴えをいじめ行為としてとらえることができず、適切な指導や学年での情報共有等を行わなかった。</p> <p>・6/27、学校に本児保護者からのいじめの訴えがあり、この日以降、本児の欠席が始まった。</p> <p>4月以降6月末までに、単独及び複数の児童から繰り返し暴言・暴力等の行為を受けたと認定。</p> <p>教職員一人一人のアンテナの感度が弱く、児童の声に耳を傾け、何気ない言動から異変に気付くことができなかった。</p> <p>学校全体としての情報共有が不十分であった。</p> <p>担任と学年教員との連携不足。他学年との交流が薄く、教職員が協力して指導する体制が整っていなかった。</p> <p>などと指摘。</p> <p>http://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000089/89744/bsyougakkou.pdf</p> <p>市教委は、10月～11月にいじめを受けた児童(A学校)について、「児童や保護者の意向」などを理由に具体的ないじめの状況や学校と市教委の対応を公表しない。</p> <p>両校の校長は文書訓告、教頭は文書注意の処分を受けた。</p>
--	--	---	--	---

41	2015/- 2016/11/22	いじめ 不登校	新潟県新潟市の小学校で、5年前の2011年、東京電力福島第一原発事故で福島県から家族と自主避難してきた男子児童(小4)が、担任から連絡帳を返された際、名前に「菌」(キング)をつけて呼ばれ、11月24日から12月21日まで20日間欠席。冬休み明けの1月10日からは登校。男子児童は3年頃から仲間はずれにされたり、名前に「菌」をつけて呼ばれたりするようになった。4年になってからも、同級生に文房具を捨てられたり、傘を壊されたりした。横浜の原発いじめの報道を聞いて、11月17日、担任に自分も名前に「菌」をつけて呼ばれていると相談したばかりだった。	2016/12/29 第三者委員会の「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」は初代会。 計3回会合を開催。 2017/1/11-16 元担任、校長と教頭、児童の両親に聞き取りを実施。児童本人への聞き取りは「難色を示された」ため行わなかった。同級生らへの直接の聞き取りをしなかった。学校が行った聞き取り結果をもとに審議。 「委員の1人は市教委の希望する期限内に合わせることを意識した」という。(2017/11/21 朝日新聞新潟版)	学識経験者や弁護士ら4人で構成 委員長:横山知行 精神科医	2017/3/2 市教育委員会に報告書を提出 担任は児童の名前に「キン」と付けて呼んだ。ほかの生徒にも同じように「キン」をつけて呼んでいた。「ばい菌扱いではなく、軽い気持ちで言った」などと聞き取った調査内容が記されており、「担任の発言はいじめに加担するような行為」「担任は、震災からの避難で不安を抱えている児童の思いに心を寄せなければならず、どのような意図があったにせよ、発言はいじめに加担するような行為だと言わざるをえず、極めて不適切」と指摘。 一方で、いじめなどが原発事故に「直接起因すると認めるに足る事情は見受けられなかった」とした。 ・他の児童への聞き取りで原発事故に関わる言葉が出てこなかった ・菌扱いするいじめは原発事故特有でない ・元担任にその意図がなかったことが理由。 市教委は重大な過失として、担任だった40代の男性教諭を減給3カ月(10分の1)の懲戒処分。教諭は現在、別の教育施設で研修や内勤をしているという。また管理監督責任を問い、同校校長を文書訓告。
42	2016/12/	いじめ	東京都千代田区の区立中学校で、原発事故のため福島県から自主避難している女子生徒が、昨年夏ごろから同学年の3人	2016/12/14 区教委が第三者による調査を始めることを決定。	弁護士や臨床心理士などで学校を調査する	

			<p>から「避難者だとばらすよ」などと言われ、今年になってコンビニでドーナツやジュースなどを計約1万円分おごらされていたという。「小学校のときから『菌』『福島さん』といじめられてきたので知られなくなかった。お金で口止めできるのならそれでいいと思い、おごった」などと話した。教科書とノート計14冊がなくなる被害もあったという。</p>			
43	2016/12/	いじめ	<p>神奈川県横浜市の市立中学校で、男子生徒(中1)が、同学年の計5人のグループでゲームセンターや食事に行く際に、数万円単位で複数回、現金を提供させられた。リーダー格の生徒には、靴で殴られるなどの暴力を振るわれていた。男子生徒が学校に訴えて発覚。</p>	<p>外部の専門家である弁護士及び臨床心理士並びに教育委員会事務局の職員が「学校いじめ防止対策委員会」に加わった組織(学校主体調査)が調査。</p> <p>事案発覚後、学校は、当日及びその後3日間に渡り、当該生徒及び関係生徒達から聴き取りを行った。調査の公平性中立性にできる限り配慮すべく、聴き取り調査、事実認定及び報告書作成に当たっては外部委員である弁護士が主導した。</p>	<p>弁護士・臨床心理士・教育委員会事務局職員・学校いじめ防止対策委員</p>	<p>2018/3/2 横浜市教育委員会が調査報告書を公表。</p> <p>上下関係の形成行為、叩くなどの行為、金銭を支払わせる行為をいじめと認定。</p> <p>当該生徒の不登校が長期間に及ばなかったことは、①当該生徒の保護者及び当該生徒の代理人の存在により当該生徒が安心できたこと、②学校が、当該生徒及び当該生徒の保護者から登校に際しての不安要因を丁寧に聴き取った上で、③学校全体で対応をし、当該生徒が安心できる教職員なども配置の上、放課後の下校は教職員が付き添うなどしたこと、並びに④関係生徒達なりに早期に一定の事実を認めたことなどが複合的に作用したと評価。</p>

						概要 (平成 30 年 9 月 1 日まで公表予定) http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/ji-doseito-ijime-sozai/chousakekka/300302kouhyoua.pdf
44	2016/秋頃- 2017/	いじめ 不登校 転校	神奈川県横浜市の市立 中学校の女子生徒(中 1) が、同じクラス、同じ部活 動に所属する女子生徒 3 人から、無視される、仲 間はずれにされる、にら まれる、悪口を言われる 等の行為を受け、在籍す るクラスで孤立し、教室 に入ることができない状 態になった。その後 SNS 上などで悪口や無視など のいじめを受け続けた。 同年秋から教員に相談し たが、「(加害生徒と)話 し合ったらどうか」など と助言され、友人関係の トラブルとして処理され ていたという。女子生徒 は部活を退部して30日 以上欠席した末、翌年に 転校。市教委は「少数 の教員で対応しようと し、組織での情報共有 が遅れた」と説明。	外部の専門家である 弁護士及び臨床心理 士並びに教育委員会 事務局の職員が「学 校いじめ防止対策委員 会」に加わった組織 (学校主体調査)	弁護士及び臨床心理 士並びに教育委員会 事務局の職員と教 職員	2018/3/2 答申 同じクラス・同じ部活 動に所属する複数の生 徒から、継続的に、無 視をされる、仲間外れ にされる、にらまれる、 悪口を言われる等の行 為をされたことを確認 。また、SNSを通して当 該生徒に登校していな いことを心配する内容 の連絡をした生徒が、 その連絡をきっかけと して、SNSでのやりとり の中で当該生徒と争 いとなり、当該生徒が、 相手から送られてきた SNS上の言葉によって 心理的に大きな打撃 を受けたことを確認。 これらを、いじめ防止 対策推進法第2条第1 項の「いじめ」と認 定。 学校は、当初、いじめ 被害の相談ではなく、 人間関係のトラブルに 関する悩みととらえて おり、学校いじめ防止 対策委員会を中核とし た組織的対応はなされ なかった。当該生徒か ら「いじめ」の言葉が 出なくても、同じ部活 動・同じクラスの生徒 が集団で当該生徒を 避ける行動に出れば、 少なくとも、いじめの 疑いをもって事実確認 を行うべきであったと した。 概要版 (平成 30 年 9 月 1 日まで公表予定) http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/ji-doseito-ijime-sozai/chousakekka/300302kouhyoub.pdf
45	2015/夏/-	いじめ	北海道空知管内の道立	道教育委員会の第三 者機関の道いじ		2017/4/12 報告書を 公表。

	2017/1/	不登校	<p>高校の女子生徒が、2015年4月に入学して間もなく、運動部の上級生から他の部員の前で、「声が気持ち悪い」などと悪口を言われたり、無視されるなどのいじめを受けるようになった。女子生徒は2016年10月、足のけがのために学校を休み自宅療養に入った。その後、けがとは別に体調を崩し、12月に両親にいじめを打ち明けた。2017年1月、うつ病と診断され、そのまま不登校になった。</p> <p>2017/1/ 学校が部員らから聴き取りをした結果、女子生徒が両親に話した内容と複数の部員の証言が一致。いじめがあったと判断。</p>	<p>め問題審議会が、生徒、担任、校長らから聴き取り調査。</p>		<p>(学校・学年・性別非公表)</p> <p>審議会は、生徒が複数の上級生からいじめを受けていたことを確認。</p> <p>生徒は1年生だった2015年夏以降、上級生から無視されたり、「きもい」「死ね」などと悪口を言われたり、用具の運搬を忘れた際には、「ちゃんとやれ」などと厳しい叱責を受けていた。また、顧問が生徒の容姿をからかい、一部の上級生に同調する態度をとったことが、いじめを助長させた可能性を指摘。</p> <p>顧問は生徒の保護者から相談を受けた際、「そんなことはないと思います」といじめを否定したため、学校がいじめに気付くのが約3週間遅れた。</p> <p>審議会は、「いじめに対する認識が薄い。保護者の訴えを受け止めていれば、早い時期に認知できた」と批判。校内の情報共有も不十分だったとした。報告を受けた道教委も高校に適切な助言や指示をせず、「機能していたとは言い難い」と指摘。</p>
46	2017/1/20	暴行 動画	<p>沖縄本島中部の中学校の男子生徒が、同級生から暴行を受け、スマートフォンで撮影した動画がインターネット上に流出。加害生徒は7人で、うち1人が暴行を加え、2</p>	<p>2017/1/ 教委は事実関係を調べ、いじめとはみていない。学校側は、加害者とその保護者に指導を行ったと説明。</p> <p>2017/2/7 教委は2016年5月にも同様の事件があったことを発表し、2月中旬にも調査委員会を立ち上げ、昨年</p>	<p>5名 委員長： 平田幹夫 琉球大学教育学部教授 委員： 丹野清彦 琉球大学教職大学院教授</p>	<p>2017/7/21</p> <p>5月事案では、被害生徒の親族がラインでいじめ動画を共有している生徒を呼び出し、動画をその場で削除させネット上での動画拡散を防ぐことができた。一方で学校は、他校生徒が加害者であったこと、被害届が警察に出されていたことなどから学校の指導の手を離れ</p>

			<p>人が動画を撮影。4人は周囲にいたという。2017/1/25 学校把握。(2017/1/30 発覚)</p> <p>その後、前年度の事件が発覚。</p> <p>2016/5/11 同校の別の生徒が、3月まで同級生だった他校の生徒から暴行を受け、スマートフォンで撮影した動画がLINEで共有されていた。</p> <p>2016/5/30 学校は被害生徒の両親から報告を受けて把握。動画は、学校側が事実関係を確認した後、削除を指示。教委は学校から報告を受けていたが詳細は把握しておらず、いじめ防止基本方針に基づく調査委の立ち上げや首長への報告も行っていなかった。</p>	<p>5月の事案と今年1月20日のいじめ暴行事件と併せて詳しく検証する。</p> <p>2017/2/22 「沖縄市いじめ重大事態に関する設置要綱」に基づいて「いじめ重大事態に関する調査委員会」を設置。</p> <p>8回会議</p>	<p>渡名喜興安(となきこうあん) 沖縄県警 OB(元沖縄署少年課課長)</p> <p>平山篤史 沖縄国際大学 准教授(臨床心理士)</p> <p>太田久美子 NPO ネットいじめパトロール隊副代表</p>	<p>たと認識し、いじめ重大事態であるという認識を持っていなかった。</p> <p>そのことで、関係生徒に対する十分な指導がなされず、5月事案でいじめ動画を撮った生徒が再び1月事案でもいじめ動画を撮る結果となった。</p> <p>また、生徒間で日常的に行われていた「スパーリング」「けんか」と称した暴力行為の遊びが、いじめ重大事態に発展していく可能性を学校側が予見できていれば、1月事案を防ぐことができた可能性がある。</p> <p>1月事案では、短時間で計19名の生徒がいじめ動画を共有。生徒指導主任が動画を削除させたが、既にネットに投稿され拡散していた。動画は不特定多数の人の目にとまり、被害生徒及び加害生徒の基本的な人権が侵される状況になった。加害生徒の氏名、住所がネット上に投稿され、脅迫するような投稿がネット上に掲載された。</p> <p>5月事案で、学校や市教委がいじめ重大事態ととらえ危機感を持って対応していれば、1月事案は未然に防げた可能性があったとした。</p> <p>両事案に共通して、初期対応の時点で学校が被害生徒の保護者の意向を重視しすぎたために迅速な対応ができなかったとした。</p> <p>また、2016年6月24日に発生した部活動での体罰事件がTwitterで拡散された事件についても言及。</p> <p>https://www.city.okinawa.okinawa.jp/userfiles/oki068/files/fainal-report290721.pdf</p>
--	--	--	---	---	---	---

47	2015/- -2017/2/	いじめ 不登校 希死念慮	<p>埼玉県川口市の市立中学校の男子生徒(中 3)が、サッカー部に入学直後から、SNS で「しね」と書かれたり、SNS グループから外されたり、練習相手をしてもらえなくなったりした。</p> <p>2016/3/ 部員に襟首をつかまれて倒されたほか、顧問教諭からも頭をたたかれたという。</p> <p>2016/9/-2017/3/ 不登校になる。自傷行為もあった。</p> <p>2016/11/ 母親が相談していた弁護士が、生徒にいじめの内容を確認したところ、サッカー部で顧問をしていた男性教師(50)から、5月から9月までに何度か、体罰を受けていたことが判明。</p> <p>顧問教諭は、担任の代わりに同生徒をサポートする目的で自習用の「生活学習ノート」のやりとりを始めたが、記述欄に空白が目立つなどの理由で、げんこつで頭を殴ら</p>	<p>保護者は繰り返し相談したが、学校・教委は「いじめ重大事態」とは認めず、対応が遅れた。</p> <p>2017/2/ 市教委は、文科省から「法令に基づき、いじめの重大事態として調査を」との強い指導があり、初めて調査委員会を設置。</p> <p>第三者委はこれまで 12 回開かれた。母親の再三の求めで4月に出た「進捗(しんちょく)状況」の報告書では、7項目のいじめ行為について、5項目を「いじめと認定できない」とされていたという。</p> <p>母親は事実誤認があるなどとして、同委員会での発言を求める。</p> <p>2017/12/ 学校が実際には保護者らに配布していないインターネットのいじめ対策に関する文書を「配布した」と市教委などに虚偽の報告をしていたことが判明。</p>	<p>委員長:米津光治 文教大学教授</p>	<p>2018/3/16 報告書は「法律上いじめと認定できる行為があり、その行為が不登校の主たる原因と考えられる」と、いじめがあったと認定。 男子生徒がいじめだとして改善を訴えた8項目のいじめ行為について、報告書は部活の練習中に肘で顔をはたかれるなどした暴力行為以外の7項目をいじめ行為と認定。</p> <p>2017/3/ 市教育委員会は教師を文書訓告処分。(体罰が発覚したのは2016/11/) 2017/3/ 顧問は市内の別の中学に異動。</p> <p>2018/3/22 川口市を相手取り損害賠償請求訴訟。</p>
----	--------------------	--------------------	---	---	------------------------	---

			<p>れたり耳を引っ張られたりしたことが何度かあったという。ノートに生徒が「げんこつたくさんありがとうございます。たんこぶもたくさんです バカ者」と書き、教師は「げんこつされないように気をつけるのが普通だろう」と書いていた。当初、否定していたが認める。</p> <p>2017/4/ 3 年生になってから登校するが、その後も通学靴の裏に「しね」と油性ペンで書かれた。</p> <p>11 月にネットで誹謗中傷を受け、再び不登校になる。</p>			
48	2011/- 2017/2/2	いじめ 不登校	<p>新潟県下越地方の公立中学校に原発事故で自主避難した女子生徒(中1)が、名前に「菌」をつけて呼ばれる、ばい菌扱いして逃げる「菌鬼ごっこ」などのいじめを受けて学校を休む。</p> <p>女子生徒は小学校 3 年だった夏に転校。同級生からの仲間はずれなどのいじめが始まった。</p>	<p>2017/2/2 女子生徒の父親が、教育委に第三者委を設置して事実関係や背景などを調べるように申し入れた。</p> <p>2017/2/3 首長や教育長らが参加した「総合教育会議」で、第三者委員会設置を決定。</p> <p>市教委が第三者委員会を設置。</p>	<p>委員長:鈴木 恵 新潟大学教育学部教授</p>	<p>2018/1/29 報告書提出。</p> <p>報告書によると、女子生徒は小学3年の転入直後から同級生から「けがれる」「キモイ」などの言葉を浴び、一時不登校になった。復帰後の6年時もいじめはおさまらず、同級生が女子生徒の妹(当時小学3年)にエアガンを発砲。まもなく女子生徒は適応障害の診断を受けたという。</p> <p>両親らの再三の訴えで、進学先の中学校に再発防止に向けた引き継ぎがなされたものの、進学後も被害の訴えは続いていた。担任は関係生徒を指導したが、女子生徒に「気のせい</p>

			中1の夏休み前に、いじめについて作文に書いたが、国語の教師は作文を途中までしか読まなかった、読んでいないと釈明。			ではないか」と話すこともあったという。女子生徒は中1の7月ごろ「人間なのに」と題する作文を学校側に提出。「中学校でもいじめは続いています」と訴えたが、担当教諭は「見落とした」と釈明。1年の2学期までには、名前などに「菌」という言葉をつけ、鬼ごっこが行われた。その後も同級生による無視などが続き、3学期には登校できなくなったという。報告書は「菌」と呼ばれたことは原発避難と「無関係とはいえない」として因果関係を認めた。その上で「避難した家族への無理解は根強い。全職員はいじめ問題の知見を強化すべきだ」などと指摘。
49	2016/9/- 2017/4/	いじめ 不登校 転校	京都府の府立高校で、女子生徒(高3)が断続的に計28日休み、別室登校で2年生の単位を取得、2017年4月に転校。 2016/9/ 当該女子生徒(当時高2)が部活動を休んだ日に、1年女子と2年女子が黒板に当該生徒の遺影を模した似顔絵を黒板に描き、翌日も描いた。消すように求めたが2人は応じず、当該生徒が消した。その後、断続的に不登校になったという。	2017/5/ 京都府教委は、いじめが原因の転校や30日に迫る欠席日数から、重大事態と認定。 外部の識者でつくる調査委員会に、調査を依頼。	委員長:本間友巳 京都教育大学教授	2018/3/23 報告内容を発表。 部内で他の部員をからかう「いじり」の風潮が背景にあると指摘。 このような部の雰囲気もあって、問題発生の数日前に被害生徒が休部を申し入れた。 学校はいじりの状況を把握しておらず、調査委は、「注意が払われていれば、未然に防げたのではないかとと思われる」とした。 また、組織的対応が不十分で、生徒指導レベルで対応した▽問題後、部活内部の話し合いだけで府大会出場を決め、女子生徒側への説明をしなかった▽組織で検討せず、副校長が女子生徒に対し、加害生徒の謝罪を受け入れるよう指導した—など学校側の問題点を指摘。 当該校だけでなく、府立学校全体で再発防止に取り組むよう提言。

50	2014/ -2017/9/	いじめ 不登校 適応障がい	<p>福岡県福岡市立小学校の女子児童(小6・12)が、9月下旬から入院して登校できなくなり、適応障害と診断された。</p> <p>女子児童は、3年時からいじめを受け続け、4年の3学期、同級生十数人が写る集合写真から児童の顔だけ同級生に切り取られたり、自分で切り取らされたりするいじめを受けた。「担任は知っていたのに注意せず、『冗談だ』と笑いながら写真を持ち帰らせた」と保護者は主張。</p> <p>2017/10/ 学校のいじめ防止対策委員会は、「死ぬ」と書かれたメモが所持品に入れられていたことなど4件をいじめと認定。保護者は「もっと多くのひどいいじめを受けたのに一部しか調査されていない」と批判。</p>	<p>2017/11/22 児童側は第三者委の調査に向け市教委に11月に提出した文書で訴えたことから、市教委が設置した有識者による第三者委員会が調査を始める。</p>	<p>大学教員や臨床心理士、弁護士、医師ら7人</p> <p>委員長:伊藤 文一 福岡女子学院大学教授</p>	
51	2017/10/ -2017/11/末	いじめ 不登校	<p>静岡県静岡市の市立千代田小学校で、男子児童(小5・11)が、複数の同級生から名前「菌」を付け</p>	<p>2018/2/中旬 男子児童の保護者は、「他にもいじめがあったのではないか」として、第三者委員会での調査を要望。</p>	<p>大学教授や弁護士ら</p>	

			<p>て呼ばれたり、菌をなすりつけるような動作をされる、ズボンや下着を脱がされるなどのいじめを受けた。</p> <p>11/末 保護者が学校に連絡。</p> <p>担任の女性教師(50代)は度々いじめの現場に居合わせながら注意していなかった。</p> <p>12/ 男子児童は登校できなくなる。その後、転校。</p> <p>学校が調査し、同級生が行為を認めたため、いじめと判断。</p>	<p>2018/3/ 市教委が設置した「市いじめ防止特別調査委員会」が調査を開始。</p> <p>主治医にだけ聞き取りを行うなどの調査方法に保護者が疑問を抱き、市長に別の第三者委員会での調査を求める。</p>		

※ 関連するデータ (1号事案のまとめほか)

「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/>

⇒ 「オリジナル資料」 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html

※ データに関するお問い合わせ 一般社団法人 ここから未来 <https://cocomirai.org/> 理事 武田さち子 あて